

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業のご案内

(1) 制度の概要について

小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けた、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具給付（一部費用助成）をすることで、生活の便宜を図ることを目的としています。

(2) 給付の対象者及び用具の種類

対象者は、瀬戸市に住民票があり、小児慢性特定医療費医療受給者証をお持ちの方で、下表における種目毎の「対象者」に該当する方。ただし、その他の福祉制度での日常生活用具給付の対象とならない方。

種 目	対 象 者	補助基準上限額	性 能 等
便器	常時介助を要する方	4,900円 ×購入数	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある方	21,560円 ×購入数	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある方	166,320円 ×購入数	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	169,400円 ×購入数	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な方	66,000円 ×購入数	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	99,000円 ×購入数	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない方	73,700円 ×購入数	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある方	16,500円 ×購入数	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子 (電動以外の場合)	下肢が不自由な方	77,440円 ×購入数	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方（在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）	13,380円 ×購入数	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	62,040円 ×購入数	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい方	22,000円 ×購入数	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	41,580円 ×購入者数	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある方	39,600円 ×購入数	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	173,250円 ×購入数	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した方（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	113,520円 ×購入者数	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した方（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	149,160円 ×購入者数	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	128,700円 ×購入者数	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

購入前の申請が必要です。購入後は申請できませんのでお気をつけください。

(3) 申請手続きについて ◎申請書類等を揃える前に、一度こども若者家庭センターにお問い合わせ下さい。

①下記の申請書等の準備

申請書類はこども若者家庭センター窓口で配布しています。(市ホームページよりダウンロードも可)

☐ 日常生活用具給付申請書	☐ 小児慢性特定医療費医療受給者証の写し (発行については瀬戸保健所にお問い合わせください)
☐ 診断書(給付を申請する日常生活用具が必要な事由を記載のこと)	☐ 申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
☐ 対象者の扶養義務者の市町村民税の課税状況が確認できる書類 (例:市町村民税・県民税特別徴収税額通知書など) ※ただし、市による市町村民税の課税状況閲覧の同意書に同意いただける場合は、提出を省略できます。	☐ 申請者のマイナンバーのわかるもの
	☐ 購入予定用具の見積書及びその詳細の分かる書類

②申請書類の受付後、担当者による、家庭状況・身体状況などの調査があります。

③提出書類と調査内容の審査の上、用具の給付。

(4) 助成内容について

物品購入の費用を、各物品の限度額内で給付します。いずれも、扶養義務者すべての市町村民税課税額等によって費用の一部負担があります。

徴収基準額表

徴収基準月額…対象児一人目にかかる負担額
徴収基準加算月額…二人目以降の対象児にかかる負担額

階層区分	世帯の階層(細)区分				徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯				円0	円0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯				1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯				2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1	階層	2,900	290
		3,001 ~ 5,800	円 D2	〃	3,450	350
		5,801 ~ 8,700	円 D3	〃	3,800	380
		8,701 ~ 13,000	円 D4	〃	4,250	430
		13,001 ~ 17,400	円 D5	〃	4,700	470
		17,401 ~ 22,400	円 D6	〃	5,500	550
		22,401 ~ 28,200	円 D7	〃	6,250	630
		28,201 ~ 58,400	円 D8	〃	8,100	810
		58,401 ~ 75,000	円 D9	〃	9,350	940
		75,001 ~ 96,600	円 D10	〃	11,550	1,160
		96,601 ~ 121,800	円 D11	〃	13,750	1,380
		121,801 ~ 175,500	円 D12	〃	17,850	1,790
		175,501 ~ 221,100	円 D13	〃	22,000	2,200
		221,101 ~ 380,800	円 D14	〃	26,150	2,620
		380,801 ~ 549,000	円 D15	〃	40,350	4,040
		549,001 ~ 579,000	円 D16	〃	42,500	4,250
		579,001 ~ 700,900	円 D17	〃	51,450	5,150
		700,901 ~ 849,000	円 D18	〃	61,250	6,130
		849,001 ~ 1,041,000	円 D19	〃	71,900	7,190
		1,041,001 以上	D20	〃	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

問い合わせ先 瀬戸市役所こども若者家庭センター 母子保健係
住所 瀬戸市川端町1-31 やすらぎ会館4階 電話 0561-85-5090 FAX 0561-85-5120